

育児中の夫婦における家事育児分担とその評価

— 妻は夫婦の家事育児分担をどのように説明づけるか? —

The Division of Housework and Child Care between Marital Couples Rearing Infants and Its Evaluation :
How Do Wives Account for the Division of Housework and Child Care?

青木 弥生

AOKI, Yayoi

キーワード：夫婦関係・家事育児の分担・説明づけ

I 問題と目的

「夫は外で仕事、妻は家庭で家事育児」という性役割分業の考え方は、1980年代以降の女性の社会進出を後押しする様々な施策が打ち出される中で薄れつつあるものと認識されている。しかし、共働きの家庭が飛躍的に増加した2010年代に入っても家事育児の負担は女性に偏っており、依然として男性が稼ぎ手であり、女性が家事育児の担い手であるとされる状況は変わっていない。しかしこのような状況について、女性の多くが不満を持つだけでなく、家事育児分担の偏りに男性が自覚的になりつつある変化も認められている（村田・荒牧, 2015）。

少子化対策や労働力確保に向けた社会全体の課題が存在することが認識されるようになった2000年代の初めころから、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）という考え方のもとにさまざまな施策が行われるようになった結果、乳幼児を持つ父親の家事育児参加が進みつつある兆しが認められている。しかし、無職の女性の家庭では依然として家事育児分担が進んでいないこともまた事実である（御手洗, 2013）。つまり、男女の性別役割分業の問題点が自覚され、これを是正することを目指すワークライフバランスのような理念が浸透しつつあってもなお、現実の人々の生活においては家事や育児といった家庭役割に男女が同じように関わらない・関わることをできない状況が依然として続いているものといえる。

さらに松田（2001）は、「男は仕事、女は家庭と仕事」という女性に二重の負担が当然視されつつある現状を分析し、新たな性別役割分業が生まれつつあることを指摘している。従来からの偏った家事育児分業に加え、新たな性別役割分担を引き受けることになった女性たちは、

自らの役割にさらなる負担が生じつつある状況をどのように受け止め、評価しているのだろうか。

久保（2016）は、共働き夫婦における夫の家事・育児参加とそれに対する妻の評価について検討を行っている。結果、妻の参加頻度が高い4種類の家事・育児（食事の支度や片づけ、子どものみの周りや世話、子どもの遊びや話し相手）について妻自身の負担の半分程度しか夫がそれらの家事・育児に参加していないと評価しているにもかかわらず、妻は夫が家事・育児に対して行う配慮や実際の分担について肯定的に評価する傾向があることが確認されている。同研究では、共働きの場合夫婦が家事育児を平等に分担することに対象者の8割以上が賛成すると回答していることも確認されているが、それでもなお、自分自身より実際の家事育児分担の少ない夫について不満を持つことはなく、むしろ高く評価していると考えられる。

このように実際により多くの家庭内役割を担っている妻が必ずしもそのことについて「不公正感」を持っているわけではないという現象は、Thompson（1991）など多くの研究で注目され、議論されてきた。議論を受けて滑田・サトウ（2013）は、家事・育児という家庭内役割に加え、稼ぎ手としての分担の実施形態とそれに対する満足度や公正さの判断との関連を検討している。その結果、①男性であれば稼ぎ手・女性であれば家事や育児を自らが責任を持って遂行することを自らの役割とする認識が存在しており、性別役割分業に反対する意識を持っていたとしても、責任をもって各役割を実践するかを別の次元でとらえている、②育児期の女性においては、家庭役割に加えて仕事も持つ「共働き型」、家庭役割に専念して稼ぐ役割を担わない「分業型」のどちらであっても、家事育児役割の負担を配偶者にもっと担って欲しいと感じており、自らの役割分担を「不公平」だととらえ

ている、という2点が確認された。また、この2点の傾向は育児期の女性に特有のもので、育児期を過ぎた女性では家事育児と仕事の二重の役割を担っている女性であっても、それに対して不満を持っていないことが確認されている。

また、夫婦間で家事育児の分業の実際とその調整や決定の過程について柴山(2007)の検討に着目したい。柴山は保育園児を持つ夫婦の子どもの園への送迎分担の決定過程を質的に検討することから、以下の2点を見出している。①夫婦で送迎を分担している家族では、妻側から調整案が提案されることをきっかけとして夫婦間で「話し合い」が行われ、その結果として分担が決定されている。一方夫が送迎の分担を担わない家族では、夫婦間で分担について直接的な交渉や調整は行われず、妻だけ、あるいは外部の人的資源を活用して送迎が行われるようになっている、②送迎について夫婦間で「話し合い」が行われるかは、夫婦で送迎を分担すべきという一致した信念を持っていることに加え、夫側が分担を受け入れられる物理的な状況であることが関連しているという2点が考察されている。

以上の先行研究から、妻は稼ぎ手としての役割の有無にかかわらず、家庭での家事育児は自らが責任を持って果たすべき役割であると考えており、この考えを背景に夫婦間の家事育児役割が決定され、また、家事育児役割が調整・決定される過程は妻が主導する、あるいは育児に関する直接的な交渉による夫婦の調整がないまま、妻だけが、あるいは外部資源を用いて家事育児が遂行されている場合もあると考えられる。さらに、たとえ妻に偏った家事育児分担の実情であったとしても、妻はそれをかならずしも「不公正」と捉えていないこともある一方、家事育児のみを担い、夫に稼ぎ手としての役割を任せている状況であってもそれを「不公正」ととらえている可能性があるといえるだろう。

つまり、夫婦の家事育児分担の調整過程およびそれに対する評価(家事育児分担に対する公正さについての評価など)を考えるにあたっては、家事育児の役割分担の調整過程のみならず、妻自身が役割分担についてどのような認識を持ち、その認識と評価の関連性を検討する必要があると考えられる。そこで本研究では、夫婦の家事育児分担割合と、その調整過程において妻がそれをどのように説明づけているかについて、家事育児分担の調整過程についての「納得度」という評価およびそれについての説明づけと関連づけながら検討を行うこととする。なお、説明づけ(accounting)とは目の前の事態の原因と結果についての推論やいいわけであり、人はそれによって自らの行為に合理性や一貫性を作り上げているものであり(南, 1992)、それがたとえば子育てのような

「にっちもさっちもいかない現実を切り抜ける有効な手段」(菅野, 2001)として機能しているものとして本研究では定義する。

II 方法

【調査概要および調査対象】

2017年12月～2018年1月にかけて西日本の県庁所在地に在住する末子が0～3歳までの子どもを持つ母親120名に対し、「A県で子育てをする男女のワークライフバランスに関する調査」と題した質問紙調査を行った。調査は匿名で行い、個人の回答が特定される形で扱われたり公表されたりしないことを教示した上で、同意を得た場合のみ協力を要請するよう倫理的配慮を行った。

調査内容は、第一子から第三子までそれぞれの妊娠出産前後の就業状況および仕事や子育てに対する考えや評価、感情を問う質問を中心とし、それに関連する質問としてフェイスシートのほか、育児支援の状況、家事育児の分担状況についても問う構成であった。

調査依頼は子育て支援施設の利用者や育児コミュニティの参加者およびワークライフバランス促進を目的として設立されたNPOの会員の合計120名に直接または郵送にて行い、76名から回答を得た(回収率63.3%)。回答のうち欠損値のあったデータを除き、20代10名、30代55名、40代7名の合計72名分を回答を本研究での分析対象とした。回答者の子どもの数は1人が38名、2人が28名、3人が7名、4人が1人、子どもの平均年齢は2.79歳(SD2.57;最年少0歳/最年長12歳)であった。回答者の就業状況は、無職32名/有職38名(育休中1名を含む)/不明が2名であり、有職者38名のうち13名が週40時間以上のフルタイム勤務であった。

【分析対象】

本研究では「夫との家事の分担割合」、「夫との育児の分担割合」(それぞれ家事育児の全体を10として、夫婦それぞれの配分を数値で回答)、「家事育児の分担割合やその決定までの流れに対する納得度」(『とても納得している/まあ納得している/納得していない』の3件法で回答)、「回答した分担割合に決定した理由や流れ」(家事および育児について別々に自由記述)および「分担割合の納得度の理由」(自由記述)を分析対象とした。

III 結果と考察

1. 家事育児分担の実態について

まず、各回答者の家庭における夫婦それぞれの分担割合について確認した。確認方法としては、家事育児全体を10とし、夫・妻それぞれの分担の割合を配分するように

教示して回答を求めた（表1および図1）。

妻が有職の家庭では、夫が半分の家事を分担している家庭が一部認められるものの、やはり大半の家庭で妻が夫よりも多くの家事を分担していることがわかる。また、妻が無職の家庭では妻が9割の家事を分担している一方、妻が有職の家庭では妻の家事育児分担割合を7割～9割と回答した割合がほぼ同数であり、回答がばらついていた。本調査では週40時間以上勤務のフルタイム勤務の回答者は有職者うち35%程度で、残り65%の有職者はそれ以下の労働時間であり、就業自営業者が1割弱含ま

れていた。このことから、妻が有職の家庭の家事分担は、それぞれの労働時間や勤務形態に合わせて分担割合がばらつく結果になったものと考えられる。

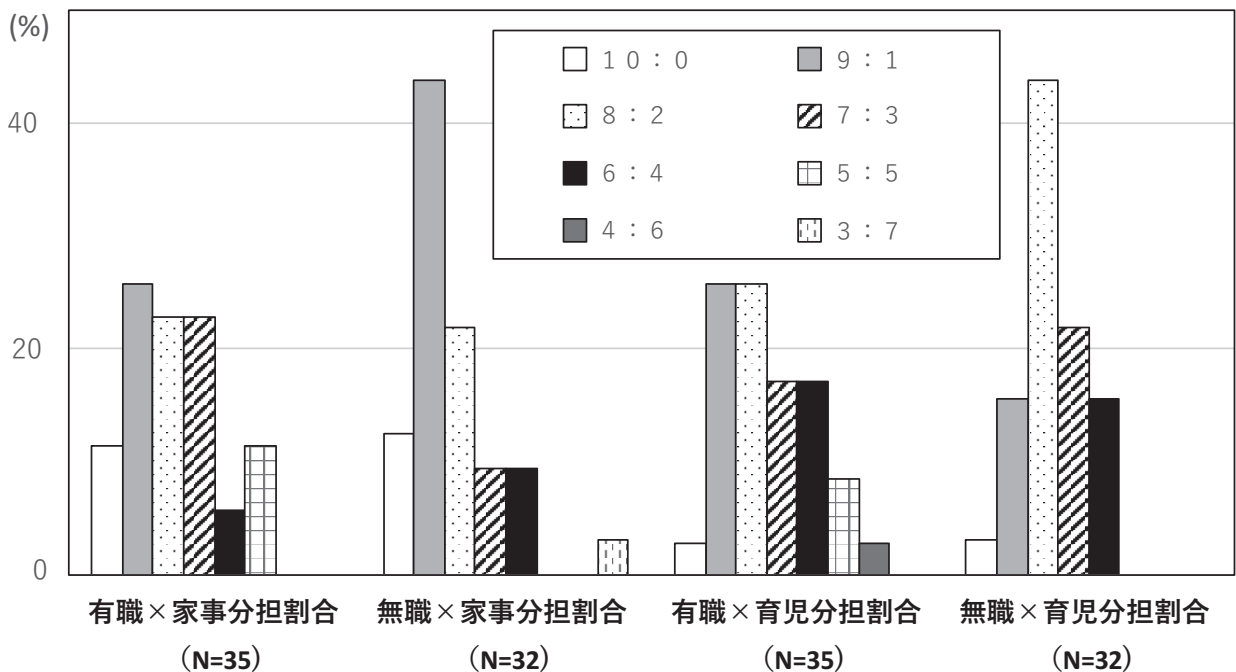
他に着目すべき点として、妻が有職の夫では家事と育児双方の分担割合において6：4～9：1にばらついている一方で、妻が無職の夫では家事分担では9：1、育児の分担割合では8：2が44%でもっとも高かった。無職の妻の夫は家庭において、家事よりも育児をより多く分担していると解釈できるだろう。

表1 就業形態ごとの夫との家事・育児分担割合

分担割合 (妻：夫)	有職×家事分担割合 (N=35)		無職×家事分担割合 (N=32)		有職×育児分担割合 (N=35)		無職×育児分担割合 (N=32)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
10：0	4	11%	4	13%	1	3%	1	3%
9：1	9	26%	14	44%	9	26%	5	16%
8：2	8	23%	7	22%	9	26%	14	44%
7：3	8	23%	3	9%	6	17%	7	22%
6：4	2	6%	3	9%	6	17%	5	16%
5：5	4	11%	0	0%	3	9%	0	0%
4：6	0	0%	0	0%	1	3%	0	0%
3：7	0	0%	1	3%	0	0%	0	0%

※就業形態または家事育児分担割合について無回答の4名分については、分析から除外している

図1 就業形態ごとの家事・育児分担割合



※勤務状況または分担割合について欠損値がある回答者のデータを除外しているため、分析対象の総数の合計よりも人数が少なくなっている。

2. 家事・育児の分担割合をどのように説明づけているか

次に、家事または育児の分担割合の決まった理由やそこに至るまでの流れについての自由記述された内容の検討を行った。質問紙では、家事または育児の全体量を10とした時の夫婦それぞれの分担割合を回答させた上で、何故そのような割合に至ったのかについて説明するよう教示されていた。回答者自身が自分自身の家庭における家事・育児の分担のありかたや、家事育児の大部分を妻自身が担っている状況についてどのように受け止めているのか、記述の説明づけから検討する。

自由記述を確認すると『妻の方が家にいる時間が長い、2人でやった方が早いのでだんだんそうになった (ID:2002)』のように“家にいる時間が長い”ことと“二人でやった方が早い”ことという複数の説明づけによって構成されている記述が多く認められた。そのため、説明づけの意味内容を単位として説明づけを抽出したところ、189の説明づけが得られた。これに対してKJ法を援用しながら記述内容の類似性をもとにグループ化し、

グループの意味内容を包括するカテゴリ名を命名した。

以上の分析の結果、家事・育児分担割合の理由やそのように決まった流れの説明づけとして7つのカテゴリが導出された(表2)。以下、各カテゴリについて記述例を提示しつつ概説する。

分析対象のうち4割近くの説明づけに認められたのは、家事育児分担できる時間の確保に関連づけた説明づけで、このカテゴリを〈家事育児時間の確保〉と命名した。

典型的な記述として、『**こどもが起きている時間に家に夫がいないので、休日に手伝ってもらうのみとなった (ID:1022)**』のように、夫の仕事による帰宅時間の遅さや短いために家事育児の時間が確保できないことによって分担割合が決まるように説明づけられたものである。

一方、〈家事育児時間の確保〉が妻側の家事育児分担の説明づけとして用いられる場合、『**手が空いている方がやるので、家にいる時間が長いので (育休中) の妻が**

表2 カテゴリ名と定義および頻度

カテゴリ名	定義 記述例 (回答者ID)	頻度	%
家事育児 時間の確保	家事育児分担できる時間の確保の可能性に関連づけた説明づけ 夫は自営で休みも少ないので。私は自営の手伝いのみで負担が少ないので (ID:1022)	67	36%
家事能力	家事育児を遂行可能なスキルの有無による説明づけ 夫は家事に苦手意識が多い (ID:2001) 休みの日は必ずお風呂を子どもたちと入ってもらい、父親ならではの遊びをしてもらっている (ID:2022)	37	20%
自発性	家事育児を分担しようとする自発性や信念の有無による説明づけ 夫がしない (ID:1024) (夫は) 子どもをとともかわいがってくれているので、自ら育児に率先してくれる。 (ID:1010)	27	14%
自然の流れ	夫婦それぞれの強い意志や信念、交渉がないまま決定されたという説明づけ 特別な理由はなく自然の流れにまかせると、こうなりました (ID:2036)	22	12%
役割分担意識	家庭での家事育児/家庭の外で働くことを役割とすることによる説明づけ 専業主婦のため (ID:2024) 自ずと家事育児は全て私。稼いでくるのが夫という感じに (ID:1036)	13	7%
相互交渉	夫婦間の相互交渉に由来するとする説明づけ 結婚をする際に「助け合う」というルールを作った (ID:1019)	15	8%
子どもの 志向性や能力	育児の対象となる子どもの志向性や能力が分担の方向性を決定したという説明づけ 子どもがまだ小さく、母親の方になついているので (ID:1019)	4	2%
その他		4	2%
		189	100%

アになる (ID:1019)』のように、自分自身が家事育児を請け負うだけの時間の確保することが可能であることによって分担割合が決まるという、夫とは反対の説明づけがされていた。また、『夫が仕事で忙しいので、家のことは妻がしようということになりました。家事に影響が出ない範囲で働いています (ID:1021)』のように、夫と自分自身の家事育児時間の確保について、仕事を関連づけながら説明づけている記述も認められた。

〈家事育児時間の確保〉に次いで用いられていた説明づけとして〈家事能力〉がある。スキルの有無によって家事育児分担を説明づけようとするもので、『夫はほとんど家事ができないため (ID:1031)』や『夫ができることがそれしかなかったから (皿洗い) (ID:1027)』など、夫側の家事のスキルが十分でないことと分担割合を関連づけて説明づけられているのが特徴的である。

また、育児分担については『遊びはパパ、お世話はママ (ID:2027)』や『休みの日は必ずお風呂を子どもたちと入ってもらい、父親ならではの遊びをしてもらっている (ID:2022)』など、父親や男性としての特性と分担が結びつけて説明づけられている傾向も認められた。さらに、『オムツ替えは進んでしてくれる。日中は機嫌がよい時は遊んでくれるが、夜泣き、離乳食、着替え、お風呂などは協力的ではない(やり方がわからない) (ID:1003)』のように、夫のスキルで遂行可能な育児は夫が担当し、妻はそれを除いた育児を請け負うという流れで分担割合を説明づけられているものも認められた。

『やれる方がやる、気になる方がやる (ID:2028)』のように、自発的な家事育児への取り組みがあることで分担が決まったように説明づけられた〈自発性〉というカテゴリも抽出された。『子どもに会える時間は積極的にかかわってくれる (ID:1013)』や『体の不調をきっかけに主人もできることをしてくれるようになった。(ID:1014)』など、夫が自ら家事育児に取り組む様子の記述が多く分類されたカテゴリであるが、『(夫が) 家事をすることができないから (ID:1029)』といったように夫に自発性に欠けているため、妻側が家事を行わざるをえないかのように説明づけられた記述も認められた。

また、このカテゴリに配置された記述の多くで『夜、先に寝たら洗濯ものたたみなどを勝手にやってくれていた (ID:1029)』、『子どもをとともかわいがってくれているので、自ら育児に率先してくれる (ID:1010)』のように、夫の家事育児の遂行が妻に対する恩恵の賦与であるという意味を示唆する“くれる”という表現が頻繁に用いられていたことは特筆すべきであろう。

夫婦それぞれの強い意志や信念を出し合ったり、交渉がないまま決定されたという説明づけは、〈自然の流れ〉

と命名されるカテゴリに属するものとした。典型的な記述として、『特別な理由はなく自然の流れにまかせると、こうなりました (ID:1006)』のように、具体的な説明づけが記述されず、『自然と (ID:2037)』、『自然に (ID:2023)』など記述が簡潔なものにとどまっているという特徴があった。

家事育児または稼ぐことが役割であることによって分担割合が決まったように説明づけられた記述は〈役割分担意識〉と命名した。『専業主婦なので基本的に家事は私がやるべきだと思っています (ID:2033)』、『夫の方が権力が上。昔的な考え方で、男は仕事、女は家事が当たり前だとおもっている (ID:2034)』、『一度正社員ではなくなったことで、妻が家事をするのが自然の流れとなった (ID:2015)』、『(夫は) 仕事と育児をしてくれれば十分 (ID:1011)』など、外で稼ぐ役割を夫が担い、家庭にいる妻が家事育児分担を妻が担うという伝統的な性別役割分業規範をもとに説明づけられた記述が、特に家事分担について認められた。

夫婦間のコミュニケーションによって家事育児分担が決まったと説明づけられた〈相互交渉〉というカテゴリも少数ながら認められた。記述における“交渉”には、2つの異なるタイプの過程がうかがわれた。ひとつは『結婚をする際に「助け合う」というルールを作った (ID:1020)』のように、夫婦がお互いの主張や考えをすり合わせ、双方向的なコミュニケーションによって家事育児分担が決まったという説明づけであるが、このタイプの記述は少数派である。主流になっていたのは、『夫の休日はできる家事は夫にしてもらっている (ID:1038)』、『私が土日祝と出勤のため、その間は育児をしてもらっていません (ID:1009)』など、妻が要請し、夫が受けるという形のコミュニケーションによって家事育児分担の決定過程が説明づけられた記述である。

最後に、育児の分担に関して子ども側の要因によって分担が決定したように説明づけられた〈子どもの志向性や能力〉というカテゴリも導出された。『子どもが夫や男性が苦手なついでにないから (ID:1005)』のような子どもの志向性や、『上の子のお世話に手がかからなくなってきたので、夫の負担が減っている (ID:2005)』のように子どもの成長などを、特に育児分担を決定する要因として説明づけようとした記述が中心となるカテゴリである。

3. 家事育児分担の現状に対する納得度と説明づけ

次に、家事分担割合の説明づけの結果、現在の家事育児分担をどのように評価しているのかについて、回答者の納得度についての評価から確認した。「とても納得している」という回答は回答者72名のうち21名(29%)、「ま

「納得している」が43名(60%)、「納得していない」が8名(11%)であった。就業状況別に納得度を比較しても、ほぼ同じ傾向であった(表3)。本調査の回答者(妻)の大半が家事育児の半分以上を担っている状況でありながら、就業の有無に関係なく8割以上の回答者は家事育児分担状況に対してそれなりに納得しており、久保(2016)と同様の傾向が認められたといえよう。

表3 妻の就業状況と家事育児分担状況についての満足度の関係 (N=69)

	無職	有職
とても納得している	8 (25%)	11 (29%)
やや納得している	19 (59%)	23 (61%)
納得していない	5 (16%)	3 (8%)

注) 満足度について回答のなかった3名を除いて分析している

家事育児分担への納得度を選択した理由の自由記述に目を向けてみると、家事育児分担の現状やそれに関わる夫への不満や諦めといったネガティブな記述内容が「納得していない」を選択した回答者だけでなく、「とても納得している」や「まあ納得している」を選択した回答者にも認められた。“とても”または“まあ”納得しているを選択した64名のうち、19名(3割程度)にこのようなネガティブな記述が認められた。

【「とても納得している」「まあ納得している」を選択した回答者の自由記述にみられるネガティブな説明づけ】

- ◆納得というかそうしかできないためしょうがない。わかっていて子どもを産んでいるので納得するしかない (ID: 1033/「とても納得」を選択)
- ◆夫ができることがそんなにないので、私がするしかない。(ID: 2014/「まあ納得」を選択)

【「納得していない」を選択した回答者の自由記述にみられるネガティブな説明づけ】

- ◆ごみは出すだけ分別は私、お風呂ためるだけ、掃除は私など、全部をまるまる担当しているものがないため、私ばかりがやることが多いと感じている (ID: 1033/「納得していない」を選択)
- ◆主婦に休みがない。母親は子のことを考えない時間がないので、休みはない (ID: 1034/「納得していない」を選択)

「納得していない」を選択したのならば、それについてネガティブな説明づけがなされていることは理解しやすい。しかし、ある程度の納得をしていると回答しながら、その納得の理由についてネガティブな説明づけがなされるのはなぜだろうか。家事育児分担について不満を持ちながら、あるいは何かを諦めることで、現状の家事育児分担を肯定し、納得していると回答するようになったのであろうか。

この疑問について、諦めや不満を持ちながらも同時に積極的に家事育児分担の現状を肯定しようと方向づける要因とは何かを考える必要がある。久保(2016)の先行研究や本研究においても、妻は夫の家事育児参加が自分自身よりも大幅に少なくても、その実態について高く評価する傾向があることが認められている。つまり、家事育児分担への満足度の評価は、必ずしも夫が実際に家事育児を十分に分担しているかだけではなく、別の要因と合わせて行われている可能性が考えられるのである。そこで回答者の自由記述から、夫の家事育児分担に対する意欲や態度についての記述に着目した。

【家事育児分担の納得感における夫の努力や思いを認めようとする説明づけ】

- ◆仕事の忙しさを考えたらこれで十分と思っている (ID: 2014/「とても納得」を選択; 家事分担割合妻7:夫3、育児分担割合妻8:夫2)
- ◆今でもよく家事をしてくれるし、ありがとうと言ってくれるので (ID: 2037/「まあ納得」を選択)
- ◆主人の理解・感謝が少ない(バランスがわるすぎるのに) (ID: 1018/「納得していない」を選択)

これらの記述からうかがわれるのは、夫が具体的にどの程度家事育児に貢献しているかではなく、夫が夫なりに家事育児分担に貢献しようとする努力や姿勢を見出そうとすることで納得しようとしている回答者(妻)の姿である。このような記述は19名(3割程度)に認められている。このことから、妻自身が家事育児の半分以上(多くの場合は大半)を担っている状況であったとしても、その状況を夫が十分に認識し、夫が可能な範囲で貢献しようとする行動をすることに加えて、感謝や貢献しようとする気持ちを持ち、表明されることで妻が納得感を得ている可能性が考えられるのである。反対に、回答者(妻)が家事の多くを分担している現状の理解がなく、感謝や貢献しようとする行動はもちろん、気持ちすら認められないことは、納得感を大きく下げることにつながっているものと考えられるのである。

IV 総合考察

本研究では、子どもを育てる夫婦における家事・育児分担の実態とその実態を妻がどのように説明づけるか、さらに実態についての満足度のあり方について検討を行ってきた。実態として回答者である妻のほとんどが家事の大半を分担しており、そのような現状がどのように決定されたかについては、家事育児時間の確保やスキルなどによって説明づけられることが多く、夫婦間の相互交渉によって決定されたという説明づけはあまりなされていないことが確認された。また、妻側に家事育児の負担が偏った分担の現状でありながら、職業の有無にかかわらず満足しているという評価をする傾向が認められた。しかし、満足しているという回答をしながらも、その説明づけの中には家事育児分担の現状や夫に対する不満や諦めが記述されているという特徴が認められた。

家庭と仕事の二重役割を担う女性が、その分担を必ずしも不公正とみなさないという先行研究（Thompson, 1991など）は、本研究の有職の回答者の多くが家事育児分担の現状に満足であるという結果と一致している。このような量的偏りのある分担を不公正とはみなさない心理メカニズムについて、Major（1993）は適格性という概念を用いて検討している。適格性とは二重役割を担う女性が家事育児分担について自分が得られるべきと考えているものであり、「価値づけ」・「正当化」・「比較参照」の3つの過程が家事と仕事の二重役割を持つ女性の公正さの判断の手掛かりとなっていると考えられている（滑田, 2011）。滑田によると「価値づけ」とは、家事育児の分担が偏っていたり重かったりする状況であったとしても、偏りや重みを担うことによってもたらされる人間関係への満足感であり、家事育児の分担状況を正当化できる理由があることが「正当化」、周囲の類似の状況にいる人との比較できることを「比較参照」とであるとされている。

「適格性」とその影響因となる3つの要因から本研究の結果を考えると、夫が家事育児の分担が可能なだけの時間の確保が難しいと説明づけられていることは「正当性」の文脈で理解可能である。また、家事育児分担に対して夫なりの努力や貢献がある、または意欲や感謝が伝えられていることが満足度の評価と関連していると考えられることは「価値づけ」として理解できる。しかし、「比較参照」についての説明づけはほとんど認められなかった。

滑田（2011）は適格性の議論において家事育児など家族内の役割分担の公正性の判断に関連するもう一つの要因としてジェンダー文化（文化における男女ごとに向けられる期待）を挙げている。滑田は欧米に比較してジェ

ンダー平等指数が低い我が国においては、ジェンダー分業型の役割分担に比較的受容的な意識があり、その結果家事育児分担の偏りと不公正感が結びつきにくくなっていると解釈できる可能性がある」と指摘している。

本研究の結果においては、家事育児分担について多くの回答者が家事育児分担を〈家事能力〉から説明づけていたということが、ジェンダー文化の視点から理解できよう。〈家事能力〉カテゴリに含まれる記述の多くは、夫自身が特定の家事育児について“できる／向いている／やろうとする／避けている”という状況を踏まえて家事育児分担が決まっているという説明づけがなされていた。つまり、夫の能力や志向性、あるいは向き不向きの観点から「遂行可能な家事育児」を夫が選択したり、それを妻側が選択できるようにして、選択されなかった残りの家事育児を妻が引き受けることで分担割合が決まっている実態がうかがわれるのである。

ジェンダー文化の観点からいえば、家事育児は女性の役割とされ、女性ならば妻となり、親となること、そして適切な家事能力を有し、家庭生活を円滑に遂行する主体となることが当然視される。一方男性のジェンダーにこの規範はなく、家事遂行能力が十分でなかったとしても、家事に関与をしていること・しようとする意欲や態度を表明することで、ジェンダー文化を乗り越えて家事育児に参画しようとする積極性や努力があると妻は見なし、それを肯定的に評価する可能性がある。共働きの妻が夫の家事分担がそれほど高くなくても好意的に評価する傾向（久保, 2016）や、本研究において家事育児分担の納得度についての自由記述に、夫の「十分やっている」「努力はしている」など、家事育児に夫の実際の貢献がなかったとしても意欲や努力を取り上げた記述が多く認められたことを、「ジェンダーを乗り越えようとした夫の積極性や努力を妻が好意的に評価している」ととらえることはそれなりに妥当であるといえるだろう。

次に、本研究において家事育児分担の現状に「納得している」と回答しながらも、そのように判断する説明づけの中に諦めや不満が説明づけられていることをについて、筒井（2011）の考察から検討する。筒井は、妻の労働時間が増えた時に増加した夫の家事の実態を確認してみると、スキルがそれほど必要とされず、自分の都合に合わせて遂行できる家事が中心であったことを明らかにしている。また、夫の家事時間が増えることが必ずしも妻の家事時間を減らすわけではなく、夫の家事は妻の家事との連動性・代替性が極めて低いという指摘もある（筒井・竹内, 2016）。つまり夫はそれほど高くないスキルで遂行できる家事を選ぶことが可能な一方で、妻は夫が選んだ（あるいは夫が遂行可能な）家事以外の一切を引き受けており、夫と家事育児分担をすることでみずか

らの負担が減っているとは感じにくい状況にあるとされている。

また、息子による親の介護について検討した平山(2017)は、息子による親介護は、たとえ息子自身が「妻の援助なしに介護をしている」と認識していたとしても、実は妻の隠れた家事によって支えられて(これを平山は「お膳立て」と呼んでいる)介護が成立している側面があることを見出している。これを育児に置き換えてみると、たとえば「おむつ替え」ならば汚れたおむつを外し、きれいに新しいおむつに取り換える、という一連の流れをもって成立する育児行為であると考えられる。しかし「おむつ替え」という可視的な育児行為は、新しいおむつが必要な時にすぐ取り出せるように補充され、外した汚れたおむつは決まった日にゴミに出されるなど、さまざまな可視化されない「名もなき家事」に支えられることで成立している。また、おむつ替えという行為は主たる育児者にとっては子どもの生活の流れや体調を確認しながら行われ、さらにトイレトレーニングの時期であればしつけや発達を考慮しながら長期的な視点で行われる育児行為でもある。たとえ夫が何割かの育児(あるいは家事)を分担していたとしても、その分担を支える「お膳立て」は妻が行っており、そのことについて夫はもちろん妻さえも自覚的でないとすれば、可視的な育児行為としての「おむつ替え」を(それを支える多様な家事・育児を妻に任せた上で)夫が分担していることは、夫にとっても妻にとっても「納得できる」家事育児分担状況であると認識されているのではないだろうか。

以上の議論は、本研究において家事育児分担について回答者(妻)は「納得している」と回答しながらも、同時に諦めや不満が説明づけられていることを理解することの助けとなる。夫の実際の家事育児の分担割合は高くなくとも、ジェンダー文化を超えて家事育児に関与しようとする夫の努力や意欲があることで、夫が心理的には負担を担っているものとみなし、妻は満足感を得ている可能性がある。一方で、夫がジェンダー文化を乗り越えてそれなりの割合で家事育児を分担したり、あるいは分担しようとするあるいは努力や意欲を持つことに満足度を感じているとしても、夫の家事分担を実現するためスキルを必要としない家事を夫に譲るなどという夫の家事の「お膳立て」を妻が請け負っているとすれば、妻の負担が減るわけではなく、むしろ夫に家事を遂行できるよう別の負担が生じていることにもなり、それに対して諦めや不満を持たずにはいられない可能性も考えられるのである。

家庭における夫婦間の家事育児の分担は、妻の中に存在する「納得」と「諦めや不満」という葛藤に支えられて実現している点について今後さらなる検討が必要であ

ろう。

文献

- 平山亮(2017). 介護する息子たち—男性性の資格とケアのジェンダー分析 勁草書房
- 久保桂子(2017). 共働き夫婦の家事・育児分担の実態 日本労働研究雑誌 59(12), 17-27.
- Major, B (1993). Gender, justice, and the psychology of entitlement. In P. Shaver & C. Hendrick (Eds.) Sex and gender (pp.124-148) Newbury, CA: Sage.
- 南博文(1992). 素朴心理学再考—ハイダーの着想からエスノメソドロロジーの展開へ. 対人行動学研究 11, 1-12.
- 御手洗由佳(2013). 育児期の男女における生活時間の長期的推移: 昭和51年~平成23年「社会生活基本調査」の分析から 日本女子大学大学院紀要. 家政学研究科・人間生活学研究科 19, 83-89.
- 松田茂樹(2001). 性別役割分業と新・性別役割分業: 仕事と家事の二重負担 哲学 106, 31-57.
- 村田ひろ子・荒牧央(2015). 家庭生活の満足度は、家事の分担次第?: ISSP 国際比較調査「家庭と男女の役割」から 放送研究と調査 65(12), 8-20.
- 滑田明暢(2011). 家族内役割分担に関わる適格性概念の整理と検討: 対人関係場面における公正判断の理解に向けて 法と心理 11(1), 58-67.
- 滑田明暢・サトウタツヤ(2013). 家事と稼ぎ手と育児役割実践の理解: 類型による役割分担の形態と心理的評価の包括的検討 立命館人間科学研究 26, 63-75.
- 柴山真琴(2007). 共働き夫婦における子どもの送迎分担過程の質的研究 発達心理学研究 18(2), 120-131.
- 菅野幸恵(2001). 母親が子どもをイヤになること: 育児における不快感情とそれに対する説明づけ 発達心理学研究 12(1), 12-23.
- 筒井淳也(2011). 日本の家事分担における性別分離の分析 田中重人・永井 暁子(編)第3回家族についての全国調査(NFRJ08) 第2次報告書 第1巻: 家族と仕事(pp55-73) 日本家族社会学会 全国家族調査委員会
- 筒井淳也・竹内麻貴(2016). 家事分担研究の課題—公平の視点から効果の視点へ 季刊家計経済研究 109, 13-25.
- Thompson, L. (1991). Family Work: Women's sense of fairness. Journal of Family Issues, 12, 181-196.

付記

本研究のデータは、筆者が研究監修者として関与した「愛媛で子育てをする男女のワークライフバランスに関する調査」(研究代表者: 特定非営利活動法人ワークライフ・コラボ理事長堀田真奈氏)において収集された。この調査は平成29年度えひめ女性財団調査研究事業の助成を受けた。